

平成 20 年度

発注者支援技術者（土木） 種試験の実施
及び発注者支援技術者の認定について

- 発注者支援技術者試験等の手引き -

申請書受付期間：平成 20 年 7 月 2 日(水)～平成 20 年 7 月 11 日(金)

発注者支援技術者（土木） 種試験

筆記試験：平成 20 年 7 月 21 日（月）

名古屋合同庁舎 第 2 号館 8 F 大会議室

面接試験：平成 20 年 8 月 7 日（木）

～平成 20 年 8 月 8 日（金）

愛知県東大手庁舎 5 F 第一会議室他

平成 20 年 8 月 9 日（土）

名古屋合同庁舎 第 2 号館 8 F 大会議室他

発注者支援技術者認定講習会

平成 20 年 9 月 6 日（土）

名古屋合同庁舎 第 2 号館 8 F 大会議室他

施工体制の確保に関する推進協議会
発注者支援技術者（土木）試験審査委員会

『発注者支援技術者』認定制度等について

1. 認定制度の試行目的

施工体制の確保に関する推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、平成17年4月より施行された『公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品質確保法」という。）』第15条第3項の定めに基づき、中部4県の公共工事の発注者（以下「発注者」という。）を支援するため、『公共工事発注者支援業務技術者認定制度』等を創設（任意）し、平成17年10月より試行的に運用を開始しました。

本認定制度は、品質確保法第15条第1項の定め及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針第8条に基づき発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者を活用しようとする場合の、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に資する（選定の一指標とする）こと及び各発注者間の統一的な運用を図ることを目的としています。

本制度は、18年10月に土木分野において民間技術者についても資格要件拡充を図り、この度、名称を「発注者支援技術者」と改めました。

『施工体制の確保に関する推進協議会』

工事現場での適切な施工体制の確保、不良・不適格業者の排除への取り組み等を通じて、公共工事の品質確保や円滑な工事の執行に寄与することを目的として平成12年度に設置。

国土交通省中部地方整備局、中部4県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）及び3政令市（名古屋市、静岡市、浜松市）で構成。

認定制度でいう発注関係事務とは下表の業務区分・内容を言う

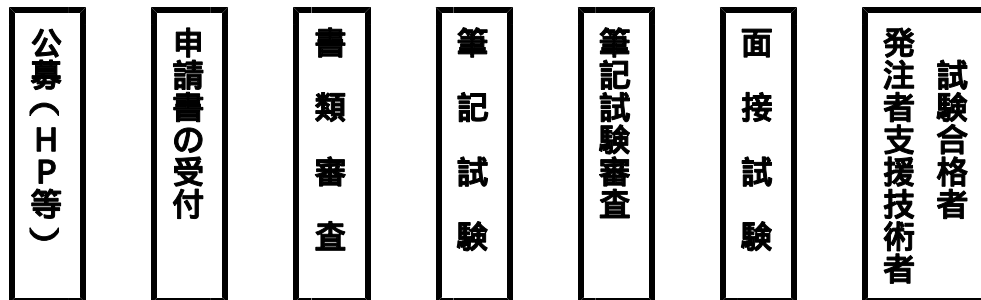
業 務 区 分	業 務 内 容
設計・積算	・仕様書、設計書の作成補助 ・予定価格の作成（積算）補助 等
技術審査	・入札・契約方法の選定補助 ・契約の相手方決定に係わる評定業務補助 等
監督	・工事の監督補助 ・工事中の施工状況体制の評価補助 等
検査	・中間技術、既済部分、完成時の検査補助 ・施工企業、担当技術者の評価補助 等

2. 発注者支援技術者の資格

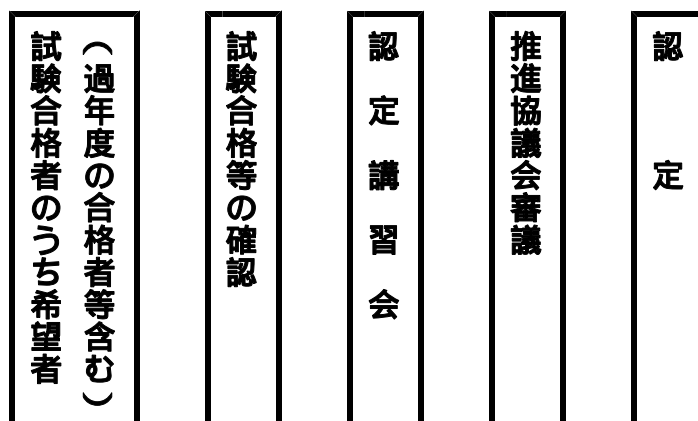
- 発注者支援技術者の資格を取得するには、一定の資格要件を満たしている者で、『発注者支援技術者試験』（以下、技術者試験という）に合格し、『発注者支援技術者認定講習会（以下、認定講習会という）』を受講したもののの中から、推進協議会の認定により取得することができます。

平成20年度の手続きフロー

【技術者試験】



【技術者認定】



3. 発注者支援技術者の資格の種別

発注者支援技術者には、種及び種の種別を設けています。種及び種に認定された発注者支援技術者は、それぞれ次の発注関係事務を受注した機関が配置する管理技術者になり得るものです。

【発注関係事務の受注機関が管理技術者として配置できる発注者支援技術者資格の種別】

	発注関係事務			
	設計積算	技術審査	監督	検査
発注者支援技術者 種	○	○	○	○
発注者支援技術者 種	○		○	

なお、今回の試験は「発注者支援技術者 種」のみです。

4 . 発注者支援技術者の資格の有効期間等

発注者支援技術者の資格の有効期間は、資格認定証の交付を受けた日から起算して5年間有効です。有効期間を過ぎた場合は、あらためて技術者認定の手续を行うものとします。

また、推進協議会が支援技術者として相応しくないと判断した時は技術者認定を取り消す場合があります。

なお、発注者支援技術者認定制度は、推進協議会が試行的に運用する任意制度であり、認定者の了解を得ず、制度の見直し等を行うことがあります。

発注者支援技術者（土木）試験の合格については無期限に有効です。

『発注者支援技術者 種試験』の手続き等について

1. 受験申し込みの受付について

1) 申請書受付期間

平成20年7月2日(水)～平成20年7月11日(金)

< 当日消印有効 >

2) 申請書の提出書類送り先

別紙「受験申し込みの受付先」に提出書類を持参又は郵送して下さい。

郵送の場合は、簡易書留で「**発注者支援技術者試験 申請書**」**在中**と明記の上、郵送して下さい。

3) 提出書類

申請書(指定様式: 中部地方整備局ホームページにて入手して下さい)

業務従事経験や実務経験の証明は、証明する機関で証明を受けてから提出してください。

技術士又は1級土木施工管理技士等の写し(1部)

(該当する場合のみ添付してください。)

郵便はがき(官製はがき又は切手を貼ったはがき)1枚

(各自で用意して下さい)

郵便はがきの表面の宛名欄に、申請者本人に確実に届く住所(郵便番号)、氏名を明記し、裏面には何も記入しないでください。(裏面には、受験番号、会場、注意事項等を印刷後に返送し、これを『受験票』とします。)

2. 応募書類の審査結果の通知について

- ・ 受験資格を満たすと認められる方には、1.3) の郵便はがきの裏面に、受験番号、会場、注意事項等を印刷後に返送し、連絡とします。なお、これを『受験票』としますので、受験番号等を確認後、大切に保管し技術者試験当日に持参してください。(7月17日(木)までに届かない、又は紛失した場合は、速やかに受験申し込みを行った受付先に確認をして下さい。)
- ・ 受験資格の適否を審査し、受験資格を満たしていないと認められる方には、受験資格を満たしていない旨を、1.3) の郵便はがきにて連絡します。その場合、技術者試験は受験できません。

3 . 技術者試験の受験対象資格等

発注者支援技術者試験は、次の受験資格を有する者を受験対象者とし、実施します。

発注者支援技術者試験の受験資格

【発注者支援技術者（土木） 種試験（下記の ～ のいずれかに該当する者）】

技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、指導・監督的な立場で2年以上の実務経験を有するとともに、公共工事の発注者の立場における5年以上の技術的実務経験を有し、技術的実務経験の内2年以上の技術審査、検査、成績評定等業務の経験を有している者

一級土木施工管理技士の資格を取得後、指導・監督的な立場で2年以上の実務経験を有するとともに、公共工事の発注者の立場における5年以上の技術的実務経験を有し、技術的実務経験の内2年以上の技術審査、検査、成績評定等業務の経験を有している者

公共工事の発注者としての実務経験が20年以上で、その内指導・監督的な立場で2年以上の実務経験を有するとともに、5年以上の技術的実務経験を有し、技術的実務経験の内2年以上の技術審査、検査、成績評定等業務の経験を有している者

発注関係事務に15年以上従事した経験を有する者（技術士（建設部門又は総合監理部門）若しくは一級土木施工管理技士の有資格者であること）

【留意点】

- (1) 「公共工事」とは、土地収用法第 3 条に規定する事業とします。
- (2) 「発注者の立場」とは、中部地方整備局及び、中部 4 県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）内の地方公共団体での立場とします。
- (3) 「技術的実務経験」とは、技術審査、設計・積算、監督、検査業務等の技術を要する業務とします。
- (4) でいう「発注関係事務」については、下記 2 点に留意して下さい。
 - 発注関係事務とは、中部地方整備局及び、中部 4 県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）3 政令市（名古屋市、静岡市、浜松市）が発注した発注関係事務とし、従事した経験には、出向等による経験を含みます。
 - 発注関係事務に従事した経験年数について
 - ・ 上記発注機関（中部地方整備局及び 4 県 3 政令市）から受注した業務において、1 年度 8 ヶ月以上、管理技術者又は担当技術者として業務に従事したことをもって、経験年数 1 年にカウントできるものとする。
なお、1 年度における 8 ヶ月未満の業務経験については次のとおりとする
 - 従事期間が 3 ヶ月以上～8 ヶ月未満の業務については、それらの業務従事月数を累計し 1 2 ヶ月となった場合に、経験年数 1 年にカウントできるものとする
 - 1 年度に従事期間 3 ヶ月未満の業務経験しかない場合は業務従事月数にカウントできないものとする
 - ・ 発注関係事務に従事した経験には、公共工事の発注者としての技術的実務経験を加算することができます。

【業務経験等を証明する者】

受 験 者 の 経 験	業務経験を証明する者
「公共工事の発注者の立場」経験で応募する方	発注者として従事した機関の長等
「発注関係事務」従事経験で応募する方	業務を受注した機関の長

4 . 技術者試験の方法等

技術者試験は、筆記試験と面接試験があります。なお、受験費用は無料です。

筆記試験

筆記試験は、公共工事の品質確保に関する基礎知識等を確認するための選択問題及びこれまでの業務経験等を確認する論文問題により行います。

筆記試験終了後、一定の知識を有することが選択問題等で確認出来た受験者を『一次合格者』とします。

面接試験は、一次合格者だけが受験することができます。

なお、中部地方整備局ＨＰで『一次合格者』として、受験番号と面接日時を公表（７月２８日(月)予定）します。一次合格者は、面接日時等を確認の上、面接試験を受験してください。

面接試験（一次合格者が受験）

面接試験は、論文問題における記述内容などの確認を行うとともに、発注者支援技術者としての適格性などについて確認します。

5 . 技術者試験日時及び会場

1) 筆記試験

平成 20 年 7 月 21 日 (月)

試 験 会 場：名古屋合同庁舎 第 2 号館 8 F 大会議室
〒 460-0001

名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号

受 付 時 間：13 時 30 分～14 時 00 分

試 験 説 明 開 始：14 時 20 分

試 験：14 時 30 分～16 時 30 分

2) 面接試験（一次合格者が受験）

平成 20 年 8 月 7 日 (木) ～ 8 月 8 日 (金)

面 接 会 場：愛知県東大手庁舎 5 F 第一会議室他
〒 460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号

面 接 試 験：10 時 00 分～17 時 20 分

平成 20 年 8 月 9 日 (土)

面 接 会 場：名古屋合同庁舎 第 2 号館 8 F 大会議室他
〒 460-0001

名古屋市中区三の丸二丁目 5 番地 1 号

面 接 試 験：10 時 00 分～17 時 20 分

受験者毎の面接試験の日時・会場については、筆記試験の『一次合格者』発表とあわせて、中部地方整備局ホームページで発表（7月28日（月）予定）しますので、各受験者個人で確認し、面接時間の30分前までに受付をしてください。

6．その他

1）技術者試験 注意事項等

持参するもの

- ・写真付き身分証明書（運転免許証等顔写真、生年月日が確認出来るものをご用意下さい）＜本人確認を行うため＞
- ・受験票
- ・筆記用具

注意事項

- ・受付で本人等確認しますので、必ず受付を行って下さい。
- ・試験受験時は、試験官の指示に従って下さい。
- ・試験会場では、駐車場を用意しておりません。周囲は路上駐車違反取締重点区域ですので、必ず公共交通機関でお越し下さい。

技術者試験合格者について

- ・技術者試験合格者は、中部地方整備局ホームページで受験番号を発表（8月12日（火）予定）し、後日、合格証書を交付します。
- ・発注者支援技術者に認定されるためには、技術者試験合格後、認定講習会を受講する必要がありますので、講習会を受講して下さい。

『発注者支援技術者』試験に関する情報の確認、本手引き内の中部地方整備局HPは以下のアドレスです。

**中部地方整備局ホームページアドレス
（公共工事の品質確保に関するページ）**

【<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm>】

『発注者支援技術者』認定の手続き等について

技術者試験を受験される方で、認定を希望される方は、技術者試験の「受験申請書」の「認定希望の有無」欄に「有」と記入して下さい。

過年度に技術者試験に合格し、今回認定を希望される方、もしくは認定を更新される方は「認定申請書」により申請してください。

1. 認定の申し込みの受付について

1) 申請書受付期間

平成20年8月12日(火)～平成20年8月22日(金)(当日消印有効)

技術者試験を受験される方は、技術者試験の受験申請書で「認定希望の有無」欄に「有」と記入することで申請とします。

2) 申請書の提出書類送り先(認定のみを希望される方)

・中部地方整備局 企画部 技術管理課

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館に提出書類を持参又は郵送して下さい。

・郵送の場合は、簡易書留で「**発注者支援技術者 認定申請書**」**在中**と明記の上、郵送して下さい。

3) 提出書類(認定のみを希望される方)

申請書(指定様式：中部地方整備局ホームページにて入手して下さい)

認定更新の方は認定証、過年度の技術者試験の合格者のうち新たに認定を申請される方は技術者試験の合格証書の写し(1部)

郵便はがき(官製はがき又は切手を貼ったはがき)1枚

(各自で用意して下さい)

郵便はがきの表面の宛名欄に、申請者本人に確実に届く住所(郵便番号)、氏名を明記し、裏面には何も記入しないでください。(裏面には、受験番号、会場、注意事項等を印刷後に返送し、これを『受験票』とします。)

2. 応募書類の審査結果の通知について

- ・受験資格を満たすと認められる方には、1.3) の郵便はがきの裏面に、受験番号、会場、注意事項等を印刷後に返送し、連絡とします。なお、これを『受験票』としますので、受験番号等を確認後、大切に保管し認定講習会当日に持参してください。(8月28日(木)までに届かない、又は紛失した場合は、速やかに認定の申し込みを行った受付先に確認をして下さい。)
- ・受験資格を満たしていないと認められる方には、受験資格が満たしていない旨を、1.3) の郵便はがきにて連絡します。その場合、認定講習会は受

講できません。

3 . 認定講習会の受験対象資格等

- ・ 認定講習会は当年度試験合格者に加え、次の受講資格を有す者を受講対象者とし、実施します。

【発注者支援技術者（土木 種・土木 種）試験】

平成 17 年度発注者支援技術者認定者のうち平成 20 年度認定更新講習会を受けていない者

平成 17,18,19 年度発注者支援技術者試験合格者の内、認定を受けていない者

平成 20 年度発注者支援技術者試験合格者

4 . 認定講習会の方法等

- ・ 認定講習会は、8 月下旬を予定しています。会場及び日時等の詳細については、後日、中部地方整備局のホームページで、公表します。

5 . その他

1) 認定講習会 注意事項等

持参するもの

- ・ 写真付き身分証明書（運転免許証等顔写真、生年月日が確認出来るものをご用意下さい）＜本人確認を行うため＞
- ・ 受験票
- ・ 筆記用具

注意事項

- ・ 受付で本人等確認しますので、必ず受付を行って下さい。
- ・ 認定講習会講習時は、係員等の指示に従って下さい。

技術者試験合格者について

- ・ 技術者試験合格者は、中部地方整備局ホームページで受験番号を発表します。
- ・ 発注者支援技術者に認定されるためには、技術者試験合格後、認定講習会を受講する必要がありますので、講習会を受講して下さい。

『発注者支援技術者』認定に関する情報の確認、本手引き内の中部地方整備局 H P は以下のアドレスです。

中部地方整備局ホームページアドレス
（公共工事の品質確保に関するページ）

【<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm>】

《問い合わせ窓口》

「施工体制の確保に関する推進協議会」

「発注者支援技術者（土木）試験審査委員会」事務局

中部地方整備局 企画部 技術管理課

（建設専門官）西原、（基準３係）岡田

TEL：０５２－９５３－８１３１

メールアドレス：hinkaku@cbr.mlit.go.jp

< 受付窓口 >

- 中部地方整備局 企画部 技術管理課
〒 460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目５番１号 名古屋合同庁舎第２号館
TEL：０５２－９５３－８１３１
- 岐阜県 県土整備部 技術検査課
〒 500-8570 岐阜県岐阜市藪田南２－１－１ 岐阜県庁７階
TEL：０５８－２７２－１１１１
- 静岡県 建設部 技術管理室
〒 420-8601 静岡県静岡市葵区追手町９－６
TEL：０５４－２２１－２１３１
- 愛知県 建設部 建設企画課
〒 460-8501 名古屋市中区三の丸３－１－２
TEL：０５２－９５４－６５０６
- 三重県 県土整備部 公共事業運営室
〒 514-8570 三重県津市広明町１３ 三重県庁５階
TEL：０５９－２２４－２９１８
- 名古屋市 緑政土木局 技術指導課
〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
TEL：０５２－９７２－２８１２
- 静岡市 建設局 土木部 技術監理課
〒 420－8602 静岡県静岡市葵区追手町５番１号
TEL：０５４－２２１－１０１０
- 浜松市 土木部 土木管理課
〒 430－0946 浜松市元城町１１５－１ 住友生命元城町ビル６Ｆ
TEL：０５３－４５７－２４２６

受験申し込みの受付先

受験者の受験資格の種類等	受付場所		
	中部地整	各県	政令市
「公共工事の発注者」経験による受験資格(受験資格要件、の技術者)			
国での経験	○		
県での経験		○	
政令市での経験			○
その他各県内市町村での経験 (静岡県、岐阜県、愛知県、三重県)		○	
「発注関係事務」の従事経験による受験資格(受験資格要件の技術者)			
国発注の業務で従事	○		
県発注の業務で従事		○	
政令市発注の業務で従事			○

認定のみを希望される方は、過年度の技術者試験受験時の受験資格に基づく受付場所で申し込みを行って下さい

受付先一覧

機関名	担当部局	住所
中部地方整備局	企画部 技術管理課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
岐阜県	県土整備部 技術検査課	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁7階
静岡県	建設部 技術管理室	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
愛知県	建設部 建設企画課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
三重県	県土整備部 公共事業運営室	〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県庁5階
名古屋市	緑政土木局 技術指導課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
静岡市	建設局 土木部 技術監理課	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
浜松市	土木部 土木管理課	〒430-0946 浜松市元城町115-1 住友生命元城町ビル6F